



特定施設の種類（及び能力）ごとの数変更届出書

年 月 日

東大阪市長 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては
所在地名称及び
代表者氏名 〕

騒音規制法第8条第1項
振動規制法第8条第1項 の規定により、特定施設の種類（及び能力）ごとの数の変更について、
次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				受 付 印					
工場又は事業場の所在地		〒 ー 東大阪市 (電話：)							
用 途 地 域									
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日							
使用開始予定年月日		年 月 日							
騒音・振動 の別	特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
				変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
騒音・振動						:	:	:	:
騒音・振動						:	:	:	:
騒音・振動						:	:	:	:
騒音・振動						:	:	:	:
騒音・振動						:	:	:	:
騒音・振動						:	:	:	:
騒音・振動						:	:	:	:
騒音・振動						:	:	:	:
騒音・振動						:	:	:	:
騒音・振動						:	:	:	:

注) 添付書類は、別添一覧とする。ただし、指定工場等の許可申請と同時に提出する場合は不要。
届出書及び別紙の大きさはやむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。
提出部数は3部。ただし、添付書類については2部。